

景観計画書【屋外広告物__景観形成特別地区】

当該行為における景観形成に関する考え方	
<p>1 基本事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都屋外広告物条例に該当する場合は、当該条例の基準に適合させる。 ■屋外広告物等は、地域特性等に配慮し、周辺と調和するものとする。 ■一つの建築物に表示等をする屋外広告物等は必要最小限度の数とする。 ■自動車や歩行者等の安全性や快適性を損ねないものとする。 ■適切な維持管理を行う。 ■窓面の内側から屋外に向けて広告物を表示又は掲出する場合、外壁等に設置する際と同様の配慮を行う。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、景観に関する考え方や特に配慮した点等を記載ください。</p>
<p>2 位置・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■屋上や建築物上部への表示等は控える。 ■視認上必要な規模とし、建築物とのバランスを考慮する。 ■屋上広告物は、周辺の建築物のスカイラインと調和させる。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、位置・規模に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>3 形態・意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■建築物の外壁デザインとのバランスを考慮する。 ■建築物中層部以上の高さに設置する場合は、切り文字等を用いて壁面と一体とさせる。 ■複数の屋外広告物等を設置する場合は、集約化やデザインの統一等を行う。 ■広告板面一杯に文字や絵等の配置をしない。 ■余白を設け、シンプルなデザインとする。 ■情報量は、必要最低限とする。 ■適切な文字の大きさとする。 ■写真やイラスト等を使用する際は、必要最小限度の規模にする。 ■人の顔や体の一部の写真等をデザインに取り入れる場合、等身大を超えた過度な大きさとししない。

<p>(続き) 3 形態・意匠</p>	<p>■窓面の外側へ屋外広告物等を掲出する際は、窓面全体を覆い尽くさないようにする。</p> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、形態・意匠に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>4 色彩</p>	<p>■使用する色数を減らし、文字色や図の色と背景色のバランスを考慮する。</p> <p>■背景色は、建築物と調和する色彩を用いる。</p> <p>■高彩度のコーポレートカラーについては、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景色には用いない。 ・使用面積を最小限とする。 ・彩度を落とす等の変更を行う。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、色彩に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>5 照明</p>	<p>■周辺環境に応じて、適切な輝度や点灯時間を設定する。</p> <p>■不快なまぶしさを生じさせないようにする。</p> <p>■過度に点滅するものや明るいものは用いない。</p> <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、照明に関して配慮した点を記載ください。</p>
<p>6 映像広告物</p>	<p>■設置にあたっては「1. 基本事項」～「3. 形態・意匠」の内容に適合させる。</p> <p>■表示内容については、次の事項に適合させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に反しない内容とする。 ・公衆に不快感や不安を与える内容にしない。 ・通りや界隈の活性化や歩行者へ有益な情報となる内容を取り入れる。 ・派手な色彩としない。 ・周辺環境から逸脱した輝度としない。 ・必要最小限度の音量とする。

<p>(続き) 6 映像広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・閃光表現や激しい点滅、急激な画面の反転等の不快感を与える表現を使用しない。 ・スライドショーを使用する等、切替スピードが緩やかな落ち着いた表現とする。 ■歩行者や周辺的生活環境への影響を軽減するため、早朝や深夜帯の放映を避ける。 ■設置者や管理者等によって、本景観形成基準「映像広告物」に関する内容を踏まえた内部ルール等を設け適切に管理する。 ■プロジェクションマッピングを表示する際には、「プロジェクションマッピングの表示等に関するガイドライン」(令和2年東京都都市整備局)の各事項に適合させる。 ■周辺環境に十分配慮する。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、配慮した点を記載ください。</p>
<p>景形成特別 地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■区内全域の景観形成基準(上記「1. 基本事項」～「6. 映像広告物」)に適合させる。 ■各地区の景観特性や個性的な景観との調和を図る。 ■歴史的・文化的な資源等への眺めと同様にそれらからの眺めを阻害することのないよう特段の配慮を行う。 ■まちなみの雰囲気に合わせて色彩や素材を選定する。 ■映像広告物の設置はできる限り控える。設置をする場合は、周辺の歴史的・文化的な資源等に特段の配慮を行い、放映内容については、地域に関連する内容を主とし、地域貢献の要素を取り入れる。 ■照明を用いる場合は、周辺の夜間景観と調和させる。 ■旧岩崎邸庭園地区及び上野恩賜公園周辺地区(Aゾーン及びCゾーン)については、本基準に則るとともに、東京都屋外広告物条例及び本計画に基づく制限による。 ■地域別に定められたガイドライン等がある場合は、それらの内容も踏まえ計画をする。 <p>(記載欄) 上記内容を踏まえ、配慮した点を記載ください。</p>